

# 自動車の登録申請等における押印等の見直しについて（お知らせ）

今般、「規制改革推進実施計画」（令和2年7月17日閣議決定）において、「押印の必要性」の検討を求められたことを受け、以下のとおり自動車登録申請等における押印等の取扱いについて令和3年1月1日より変更しますのでお知らせします。

## 1. 「押印」から「記名」のみで可となったもの

（1）下記申請等における申請書の所有者欄（代理人申請の場合の委任状の所有者欄含む）

- ① 変更登録
- ② 所有者変更記録（二輪含む）
- ③ 解体届出（自動車重量税還付）（還付金の受領権限を委任する場合の委任状含む）
- ④ 番号変更

（2）下記申請等における申請書の代理人欄

- ① 自動車重量税還付

## 2. 「記名+押印」又は「署名」から「記名」のみで可となったもの

（1）下記申請等における申請書の所有者欄（代理人申請の場合の委任状の所有者欄含む）

- ① 一時抹消後の届出（解体届出、輸出に係る届出等）
- ② 予備検査証交付
- ③ 二輪（軽二輪含む）における申請全般

（2）下記申請等における申請書の使用者欄

- ① 自動車の使用者における申請全般（検査証再交付、検査標章再交付、検査証記入等）
- ② 二輪（軽二輪含む）における申請全般

## 3. 押印が廃止となったもの

（1）二輪（軽二輪含む）における譲渡証明書（旧所有者印）

※その他にも申請に添付する様式（理由書・申立書等）について一部押印不要となっております。また、新規登録・移転登録・抹消登録等については引き続き、印鑑証明書の添付、実印の押印が必要となります。詳細については、登録部門までお問い合わせください。